

## 平成 2 9 年 第 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1・会議名 有田町農業委員会 第6回総会

2・日 時 平成29年6月1日(木) 午後15時～16時36分

3・場 所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
	議案第3号	農地法第5条の規定による計画変更申請について	1件
	議案第4号	非農地証明願いについて	3件
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	14件

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委 員 名	議席番号	出	欠	委 員 名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

## ○農業委員会総会議事録

### ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第6回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

### ○会長挨拶

皆さん、こんにちは。非常にいい天気が続き、たまねぎ・麦の収穫もよかったと思われます。しかしながら、出水で水を溜めている所は、非常に心配をされているところですので。そうした中で天気がいいもので、苗だけが成長しこれ又心配されています。天気予報では、この後に雨マークもついているようですので、多く降ってくれることを期待したいところです。先ほど全国農業新聞普及推進でも言われましたが、私、29日から30日にかけて全国会長大会へ出席し、新聞普及と年金推進の決議をおこなってまいりました。また、各県選出の国会議員に対して私は中山間地域の今後についての緊急性を強く伝え陳情を併せてやって来たところです。

本日も慎重に審議をお願いします。

### ○事務局

総会を始めます前に事務局から情報提供を行います。去る5月27日に有田東部の集落営農組織が設立されました。ここに居られます岩永委員と藤井委員が事務局と副会長で、会長は田代正昭さんです。6月5日には大木宿で集落営農組織が設立される予定です。以上、情報提供です。

では、総会を始めます。只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

### ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、5番(山口則久)、6番(福島晴人)委員をお願いします。

本日の総会は、案件の都合上、審議の順番を入れ替え、議案第5号を最初に行いたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

日程第2 議案第5号 1番から14番 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

何もないようでしたら裁決に移ります。

議案第5号 1番から14番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成により 議案第5号、1番から14番は承認されました。

承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

続きまして 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題といたします。

なお、この案件については私の家族の案件となりますので、議長を副会長へ引き継ぎいたします。私は退席いたします。

## ○副議長

それでは、議事を引き継ぎます

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

譲受人は〇〇を営まれています。感染症対策の埋設地のための取得です。隣接者と近隣2地区(〇、〇)地区生産組合長・区長の同意も得てあります。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○副議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12番委員

現地を確認してきました。感染症対策の農地という事ですが、現地は原野の状態です。以前は、雑木が生えていましたが、伐採・伐根されています。問題ないかと思われます。

## ○副議長

現地確認の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請1番は許可されました。

ここで会長に入室いただき、議長を会長へ戻します。

## ○議長

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

申請地には果樹を植える計画です。

先ほどの利用権設定と合わせ、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われ  
ますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○11番委員

現地を確認してきました。草刈等もなされ、直ぐに使用出来る状態でした。問題ないかと思われ  
ます。

## ○議長

地元委員さん補足説明ありませんか。

## ○11番委員

以前、太陽光発電設備にて申請があった土地の向い側になります。説明のとおり問題はないかと思われ  
ます。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請2番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請3番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲受人は〇〇を営まれています。

近隣の土地を一体として取得計画でしたが、今回の申請地は未相続であったため前所有者の相続登記が完了したので今回の申請となっています。

周辺の土地は2月の総会で所有権移転の許可を得られています。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12番委員

前回、〇〇さんで申請でありましたが、土地の所有者である〇〇の〇〇さんがお亡くなりなられたことで、この筆が前回の申請から外れていました。

今回、相続登記が終わられたことにより申請となります。問題ないかと思われまます。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により議案第1号 農地法第3条の申請3番は許可されました。

続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請4番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請地は譲受人の耕作地の隣接地となります。譲渡人は〇〇在住であり、耕作困難のため相談され、今回の申請となっています。

譲受人は、面積要件・取得する農地の利用状況、権利の取得後の常時従事状況、周辺農地との関係要件は問題ないと思われまますので、農地法第3条の2項の許可要件は満たしています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○10番委員

申請地は、南山の柿右衛門窯の近くになります。譲渡人が地方に居られ隣接所有者の方へ相談されたようです。問題ないかと思われまます。

## ○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号 農地法第 3条の申請4番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第1号 農地法第 3条の申請4番は許可されました。

続きまして、議案第2号 農地法第 5条の申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請地はコンビニの駐車場用地であり、規模拡大のとき一体を店舗と駐車場として整備しました。そのとき今回の申請地が農振地であったため、農振除外の許可を待って、今回の申請となっています。

無断転用のため始末書が添付されています。申請地は〇〇〇さんへ所有権を移転し、それを〇〇〇さんへ貸付ける計画です。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12番委員

前回は申請があっていたかと思いますが、この申請は申請地が農振地であったことから農信除外が行われ申請となっています。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

土地代金の金額は、〇〇さんと〇〇さんの分という事ですね。

## ○事務局

そうです。

資金計画で申請②と③を60万円にて購入される計画です。2筆合計で〇㎡となりますので割り戻したら10aあたりこの価格となります。

## ○8番委員

〇〇さんと〇〇さんの関係は。

## ○事務局

親子です。

## ○12番委員

本体の方は〇〇さんには貸付してないんですよね。

## ○事務局

前回申請でも5条にて〇〇さんへ貸付しています。

## ○6番委員

地図上の赤道はどうなっていますか。

## ○事務局

払い下げされています。

## ○議 長

他にありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請2番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲受人は現在、佐賀市内でレストランを経営しておられます。申請地に住居兼レストランを建設される計画です。建物は平屋建てで、既存の地形を利用し階段状に建設されます。年間 1,650 人の来客計画となっています。周辺地は4月の総会で今回の譲渡人である〇〇さんが植林への転用許可を受けられています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○11番委員

現地は、段々畑になっています。申請者の方がこの地形を生かして店舗建設を計画されています。浄化槽設置の申請もされ問題ないかと思えます。

## ○議 長

現地確認委員の説明は終わりましたが、地元委員さんの補足説明をお願いします。

## ○13番委員

説明がありましたとおり、以前は段々畑でミカンを栽培されていました。申請者さんはこの土地に惚れ込んで農家レストラン兼農家民泊を造りたいということから申請されると聞いています。地区としては来られることに関しては大歓迎ですが、内容を聞いてみますとトイレをエコ使用でされるということでした。汲み取り式ではなく、自然流下でもなく上水を再利用されとか。で、生活雑排水も枡を設置しそこで浄化するという事でした。そうになると、周辺住宅の同意を得ないと地区同意は出来ないという話になりました。結果としては、浄化槽を設置するということから周辺同意を得られ地区同意が得られ申請となっています。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。



## ○3番委員

今回の土地代金はこれだけですか。

## ○事務局

双方の話し合いの結果です。

## ○13番委員

当初は、全部がほしいと言われましたが、5反要件があり出来ず店舗申請に必要な面積を分筆されています。

## ○7番委員

水道はきていますか。

## ○事務局

きていません。上の岩忠の所まできています。

## ○議長

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第2号 農地法第5条の申請2番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の事業計画変更申請1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

当初申請時、子と同居するためと就労先会社の倉庫を貸し出す計画で申請を行っていましたが、子が別の土地を求めたことから申請地が造成工事にて中断しました。また、貸し倉庫については会社の経営状況の変化から倉庫の建設が困難となり断念。今回、会社へ駐車場として無償貸付契約を交わすこととなったことから計画変更申請するものです。

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12番委員

現地は当初の申請内容にて造成工事までは済んでいました。計画変更ですので何ら問題ないと思われま

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○4番委員

補足説明ですが、当初計画が中断したのち共栄電気の従業員駐車場として使用されています。排水等もきちんとされていて問題ないと思われま

## ○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○12番委員

無償貸付となっていますが。

## ○事務局

そう聞いています。在職中は賃借にて月6万円だったようです。契約に関して事務局が関与することはなく、申請のとおりかと。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第5条の事業計画変更の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第3号農地法第5条の事業計画変更の申請1番について、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、

議案第4号非農地証明願い申請1番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

戸杓川の氾濫により農地が冠水した後に父（故人が）盛土し許可なく植林しています。

一部果樹を植えている部分がありますが、申請地の全体面積に対し小さいこと、申請者が高齢(79歳)であり、今後、林地として管理していくとの考えから、非農地申請となっています。

## ○議 長

説明がおわかりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○10番委員

①は旧火葬場があった傍になります。申請にも有りますとおり、戸杓川の氾濫にて農地が冠水し耕作も難しいということから盛土し植林されています。植林した木も40年を経過し大きくなっています。

②は〇〇と〇〇の間になります。昔、〇〇というのがありましたが、その奥になります。土地は8反という広い土地ですが、写真でもわかりますように木も大きくなり山林化しています。他に農地を持っているが、夫婦ともに高齢で入退院を繰り返した事で西有田の親戚に耕作を依頼されています。

## ○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

近くに古木場ダムのパイプがあったかと。

## ○事務局

地図上で佐賀県となっている所にあります。現地には、コンクリート2メートルほどの柵がありました。

## ○9番委員

果樹を植えてあるのはどのくらいの広さですか。

## ○事務局

現地が段々になっていますが、5畝くらいでしょうか。柿・梅の木があります。

## ○議 長

全体面積の一部ということになります。委員さん皆で判断しないとイケません。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 非農地証明願い 申請 1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号 非農地証明願い 申請 1番について、許可されました。

続きまして、議案第4号 非農地証明願い 申請 2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

申請地について小屋の西側に残地がありますが、現地は傾斜地となっており耕作の用をなさない土地となっています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○12番委員

現地は、申請のとおり農機具小屋が建てられていました。小屋の奥、住宅の裏は法面でした。

## ○議 長

地元委員さん補足をお願いします。

## ○5番委員

4月頃、申請人さんから相談がありました。農地パトロールでも現地を見ていたところでした。通常であれば小屋が建っているところで分筆を行う必要があるんですが、自宅裏へは高低差もあり機械が容易に入る事が出来ないので、わざわざ分筆する必要もないかと思われます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 非農地証明願い 申請 2番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号 非農地証明願い 申請 2番について、許可されました。

続きまして、

議案第4号 非農地証明願い 申請 3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

平成元年頃、母が許可なく植林し現在は山林化しています。無断転用の為、顛末書が添付されています。

## ○議長

説明がおわりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○11番委員

この場所は、〇〇〇の傍の道路沿いの土地になります。周囲も山林状態で問題ないと思われま

## ○議長

説明がおわりました。地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。

## ○12番委員

ここは、昔、〇〇さんから〇〇さんへ譲られていたのですが、そこが非農家で登記が出来ておらず名義がそのままになっていたようです。

その後、〇〇さんも土地は要らないという事で〇〇さんへ返されています。今回、土地の相続登記が完了したので、申請すると聞いています。

## ○議長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号 非農地証明願い 申請3番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第4号 非農地証明願い 申請3番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しました。その他、ございませんでしょうか。(なしの声あり)

平成29年第6回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。  
次回は平成29年7月3日（月）の予定です。

総会 16時36分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 5番

署名 6番

書記 坂井 資幸